

令和7年12月17日

大阪府議会議長 金城克典様

提出者

大阪府議会議員 角谷庄一 藤村昌隆
しかた 松男

賛成者

大阪府議会議員 橋本ゆうと 中川誠太
浦本ともえ 牛尾治朗
大野ちかこ 山本真吾
前田洋輔 中野剛
中井もとき

第2号意見書案

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書

2013年から2015年まで、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準が平均6.5%、最大10%引き下げられた（以下、「本件引き下げ」という。）。

本件引き下げについて、大阪府をはじめ全国29都道府県で1,027名の原告が取消を求めて提訴したところ、本年6月27日、最高裁判所は、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、違法であるとして、本件引き下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡した。

この最高裁判決を受け、国は有識者委員会の検討を経て、影響を受けた生活保護利用者に対し、デフレ調整による4.78%の引き下げ率に代わり、当時の低所得世帯の消費実態に基づいて改めて算出した2.49%の引き下げ率を適用することを決定した。また、長期に及んだ訴訟の負担なども踏まえ、原告には特別給付金を追加支給することも決定した。

生活保護利用者の多くは高齢者、障がい者及び母子世帯などで構成されており、数百万人規模に及ぶ方々に大きな影響を与えている。また、生活保護利用者は所得の低い層に限定されることから、消費の抑制や地域経済への悪影響も懸念される。

したがって、最高裁判決の趣旨を踏まえ、全ての生活保護利用者が安心して生活できるよう、被害回復措置を早急に講じることが強く求められる。

また、ナショナルミニマムである生活扶助基準は、住民税非課税基準、就学援助などの諸制度とも連動しており、本件引き下げに伴い、これらの制度の対象者にも影響が生じたと考えられることから、その実態を把握し、必要な対応を図ることが重要である。

さらに、被害回復への対応については、対象者の特定や被害額の再算定、通知の作成・発送や支払事務等、全国の市町村や町村区域を管轄する都道府県において膨大で困難な作業が想定される。生活保護制度の根幹に関わるという判決の趣旨を踏まえ、自治体に加重な負担を強いることなく、国の責任において対応すべきである。

よって、国におかれては、最高裁判決の趣旨を踏まえ、以下の事項について早急に実施するよう要望する。

- 1 全面的解決のために、国の責任において、原告以外の方々も含めたすべての生活保護利用者及び元利用者に対する生活保護費の遡及支給等被害回復の措置を速やかに採ること。
- 2 生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査及び被害回復を図ること。

3 違法とされた保護基準の改定に至る過程について、原告、弁護団及び当事者も入れた検証を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 12 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

} 各あて

大阪府議会議長
金城 克典